

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
(特定公正証書の作成に係る説明事項) 第三百三十六条 準用貸金業法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書(同条第一項に規定する特定公正証書をいう。以下この項において同じ。)に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、金融サービス仲介業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。 2 〔略〕			(特定公正証書の作成に係る説明事項) 第三百三十六条 準用貸金業法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書(同条第一項に規定する特定公正証書をいう。以下この項において同じ。)に記載された内容の債務の不履行の場合には、金融サービス仲介業者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。 2 〔同上〕		
備考 表中の「」の記載は注記である。					

附 則

この府令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。

○内閣府令第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和七年内閣府令第八十四号)の施行に伴い、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
令和七年九月三十日 内閣総理大臣 石破 茂

第一条 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
附 則 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十六の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。			附 則 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二十六の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。		

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和六年内閣府令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	改	正	前
附 則 (施行期日) 第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定通所支援基準第四十九条第一項の改正規定及び第三条中指定障害児入所施設基準第四十六条第一項の改正規定は、令和七年十月一日から施行する。			附 則 (施行期日) 第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定通所支援基準第四十九条第一項の改正規定及び第三条中指定障害児入所施設基準第四十六条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。		

附 則

この府令は、公布の日から施行する。